

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年1月15日	一宮運輸株式会社(法人番号4500001009622) 代表者 増田幸徳	物流センター熊本営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項、法第15条第4項	令和7年12月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)	0	0
	愛媛県新居浜市西原町2丁目4-36	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3732					
令和8年1月20日	株式会社メモリー四季(法人番号2290801014845) 代表者 仲山一志	本社事務所	輸送施設の使用停止(15日車)、文書警告、文書勧告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の3、法第60条第1項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年5月9日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。8件の違反が認められた。(1)(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、車両法第48条)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(5)全従業員に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第5項)、(6)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)、(8)事業者たる法人の役員、社員の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)	2	2
	福岡県宮若市本城1096番地4	福岡県宮若市本城1096番地4					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年1月23日	株式会社阿久根鮮冷物流 (法人番号3340001008294) 代表者飛松博文	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月14日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	鹿児島県霧島市隼人町真孝2741番地	鹿児島県阿久根市晴海町7-1					
令和8年1月27日	株式会社富士丸商運(法人番号5290001037751) 代表者田中英二	本社営業所	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文中で記載している。	令和7年6月26日、死亡事故を引き起こしたこと端緒に監査実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(4)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	3
	福岡県古賀市小山田281-1	福岡県古賀市小山田281-1					
令和8年1月27日	艶商事運輸株式会社(法人登記6330001018275) 代表者米嶋恵子	本店営業所	輸送施設の使用停止(98日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文中で記載している。	令和7年4月28日、労働局からの通報を端緒に監査実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運行指示書の記載事項等義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)	10	10
	熊本県山鹿市城3977番地	熊本県山鹿市城3977番地					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月28日	株式会社ファインロジテック (法人番号8290001037451) 代表者松永康隆	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年12月3日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2308番地2	福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2308番地2					
令和8年1月29日	株式会社大安(法人番号5290801010180) 代表者平川隼大	本社営業所	輸送施設の使用停止(46日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年7月9日、死亡事故及び労働局からの通報を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)	5	5
	福岡県北九州市八幡西区池田3-6-24	福岡県北九州市八幡西区池田3丁目6-24					
令和8年1月29日	太田運輸株式会社(法人番号6290001043988) 代表者加納伸一	佐賀支店	輸送施設の使用停止(106日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年7月22日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)	11	11
	福岡県朝倉郡筑前町三並1472-1	佐賀県三養基郡みやき町大字叢原3917番地1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月30日	株式会社笑乙(法人番号 8290001062895) 代表者磯 濱博海	磯濱葬祭 天翔苑営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第15 条第1項第2号、法第 15条第4項、法第23 条の3、法第60条第1 項、道路運送車両法 (以下「車両法」)第48 条	令和7年5月26日、適正化事業実施機関からの情 報を端緒に監査実施。11件の違反が認められた。 (1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、車 両法第48条)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則 第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務 違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録の記 載事項等義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者等 台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、 (6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規 則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督 違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する 指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反 (安全規則第10条第1項)、(9)全従業員に対する指 導監督義務違反(安全規則第10条第5項)、(10)輸 送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2 条の8)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業 報告規則第2条第1項)	2	2
	福岡県大牟田市小浜町一 丁目1番地10	福岡県大牟田市小浜町一 丁目1番地10					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年1月30日	株式会社D. C環境開発(法人番号3300001004322) 代表者今岡諭吉	本社営業所	輸送施設の使用停止(124日車)、文書警告、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年6月4日、酒気帯び運転があった旨の事故報告書の提出及び公安委員会からの通知を端緒に監査実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行業務(安全規則第3条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)	13	13
	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛4559-2	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛4559-2					